

議 事 録

会 議 名	平成26年 第5回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成26年5月26日(月)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 3階議会第1会議室		
出席委員	会長：8番 金子保男 会長職務代理：6番 脇 文亮 委員：2番 石塚雄司 4番 石黒 明 5番 藤井 彰 合計5名		
欠席委員	1番 栗田 務、3番 楠谷 稔、7番 木村長茂		
農業委員会事務局	事務局長：畑村正樹 主査：中野秀 主任主事：原田智香		
議 事	<p>日程 第1 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程 第2 非農地証明願について</p> <p>日程 第3 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について</p> <p>日程 第4 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画について</p>		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成26年第5回定例総会を開会いたします。 欠席委員は1番栗田委員、3番楠谷委員、7番木村委員の3名です。 出席委員は5名ですので、総会は成立しております。 本日の議事録署名人は、4番石黒委員と8番の金子といたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号72号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号72号を朗読)</p> <p>本案件は、農家本家の移転による農家住宅としての転用です。申請者は農家本家を相続した四女とその夫で、2人が現在居住中の敷地が三女へ相続されたため、その土地から平成27年10月末日までに立ち退きが必要になります。当該農地はその東隣の農地で、現況は畑として一部耕作されています。位置図にありますように、市街化調整区域ではありますが、付近は住宅が建ち並んでおります。立地基準としては接道する道路に水道管、下水道管が埋設され、500メートル以内に接骨院、歯科医院があることから、第3種農地にあたります。なお、農家住宅完成後に、現在居住中の住宅を取り壊すことについては、自己住宅の転用要件にある「現に住宅を有していないか、建築後転売のおそれがないこと」に該当しないかを確認したところ、現在の住宅を取り壊すことが明記された書類として、申請者と現在申請者が居住している土地の所有者である三女より「定期借地権設定契約書」申請者が所有している現住宅を将来にわたってアパート等借家として使用しないこと等を記載した「同意書」が提出され、また申請者より新居完成後1ヶ月以内に建物を解体する旨が記載された「建物解体の確約書」、同じく1ヶ月以内に同建物の登記を抹消する「建物登記抹消の確約書」が提出されたため、これらをもって許可申請書を受付しました。</p> <p>会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>5 番：事務局からの説明どおり、現在居住中の土地が相続できなかった。それぞれ担保が取れており、元の住宅は解体されると判断できるので許可申請として妥当であると考えます。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。</p> <p>(特になし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号72号について、</p>		

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号72号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて議案番号73号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号73号を朗読)

当案件の譲受人は譲渡人の娘とその夫で、次世代分家としての自己住宅の転用になります。当該地は位置図にありますとおり、旭が丘中学校の西側に位置する農地で農業振興地域の農用地以外の農地で現況は耕作されていない畑です。立地基準は接道する道路にガス管、下水道管が埋設され、500メートル以内に旭が丘中学校、旭保育園がある第3種農地です。現在、譲受人は宮山のアパートに住んでおりますが手狭になり、親の土地を借りて住宅を建築するものです。

会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4 番：現地は作付けはされていませんが、農地として確認できました。家族間の設定で特に問題はないと考えます。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。

(特になし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号73号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号73号は原案のとおり許可相当として、意見書を添え、県に進達することに決定いたします。続いて日程第2、非農地照明願について、議案番号74号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号74号を朗読)

本案件2筆の内、986は位置図にありますとおり主要道路田端・宮山6号線に面した土地で、昭和56年には既に会社事務所、駐車場として賃貸借契約していたとのことです。当該農地の立地基準は市街化区域から300メートル以内の区域にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満である事から第2種農地にあたります。次に1170-2ですが、昭和63年から駐車場として使用されており、市街化区域から連たんしていることから第3種農地にあたります。現地につきましては、5月14日に地区担当委員、会長と調査に行っております。

会 長：続いて、地区担当委員が欠席のため現地調査の結果については私から報告いたします。事務局の説明どおりで、特に問題はないと思われれます。

会 長：これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。

(特になし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号74号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号74号は原案のとおり非農地証明書を交付することに決定いたします。続いて同じく非農地照明願について、議案番号75、76号を同一地区ですので、一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号75、76号を朗読)

75号について説明いたします。当該地は位置図にありますとおり、旭小学校の東南の土地で昭和60年頃までは野菜が作付けされていましたが、その後は住宅敷地として使用され、現在に至っているとのことです。平成

	<p>25年に農地であることがわかったため、今回の証明願の提出となりました。立地基準につきましては市街化区域から連たんしていることから第3種農地にあたります。続きまして、議案番号76号は位置図にありますとおり、議案番号73号に隣接しており、現況は申請者が車庫として、居住する2261-1と一体で平成元年から使用しています。今回、議案番号73号の5条許可申請の図面作成の際、車庫が隣接農地に越境して作られたことがわかったということです。このため越境部分を分筆し、2261-5として非農地証明が提出されました。なお、立地基準につきましては第3種農地となります。現地につきましては5月16日に地区担当委員と会長と共に調査いたしました。</p> <p>会長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>4番：75号につきましては申請者が農地とは知らずに半分駐車場、半分植木を植えて庭として使っていました。76号は現況コンクリートのカーポートで問題ないと思われま。</p> <p>会長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。</p> <p>(特になし)</p> <p>会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号75、76号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>会長：では全員賛成ですので、議案番号75、76号は原案のとおり非農地証明を交付することに決定いたします。次に日程第3、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号148号、149号及び150号の3件について事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(報告番号148～150号を朗読) いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会長：ただいまの報告について発言のある方は挙手願います。</p> <p>(特になし)</p> <p>会長：よろしいでしょうか。発言が無いようですので、届け出の報告事項については了承されたこととします。次に日程第4、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画について事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局：3月に作成した(案)を、この5月15日までホームページで公表し、地域の農業者等から意見を募集しておりましたが、特にありませんでしたので、別紙様式1、2のとおり決定してよろしいかお伺いいたします。</p> <p>会長：ただいまの説明のありました案件について発言のある方は挙手願います。</p> <p>(特になし)</p> <p>会長：よろしいでしょうか。発言が無いようですので、当案件については了承されたことといたします。事務局でこの後の手続きとして、公表、報告をお願いします。最後にその他審議事項はありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会長：では、以上をもって、平成26年第5回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資料	1. 平成26年第5回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(4番) 石黒 明 議事録署名人(8番) 金子 保男

本議事録は、平成26年 6月24日、承認・署名を得て確定しました。